

府食第409号
令和4年8月4日

農林水産大臣
金子 原二郎 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和4年7月27日付け4消安第2258号により食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

鶏大腸菌症生ワクチン（ガルエヌテクト CBL）については、平成24年9月24日付け府食第842号により、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるとの食品健康影響評価の結果を通知している。また、今般の再審査において、新たに本製剤の安全性を懸念させる研究報告及び副作用は認められなかった。以上のことから、本製剤の再審査については、提出された科学的知見を踏まえても既存の食品健康影響評価の結果に変更はなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。